

サステナブルツーリズムにおけるZEV推進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 サステナブルツーリズムにおける ZEV 推進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 サステナブルツーリズムを実施するために、二酸化炭素排出量の少ないゼロエミッション車等（以下「ZEV 等」という。）を活用する旅行会社等に対して、予算の範囲内で、ZEV 等の調達を支援することにより、観光客の移動における脱炭素化を促進し、府域における運輸部門の二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「サステナブルツーリズム」とは、訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光のことをいう。
- 二 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）をいう。
- 三 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車（当該自動車に係る自動車検査証に燃料がガソリン・電気又は軽油・電気であることが記載されているもの）をいう。
- 四 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（当該自動車に係る自動車検査証に燃料が水素であることが記載されているもの）をいう。
- 五 「電気バス」とは、電気自動車であって道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 六 「燃料電池バス」とは、燃料電池自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 七 「電気船」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条に規定する検査証書（以下「船舶検査証書」という。）を交付されたものに限る。）をいう。
- 八 「燃料電池船」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る船舶（船舶検査証書を交付されたものに限る。）をいう。
- 九 「ZEV等」とは、この条第二号から第八号に掲げる自動車又は船舶をいう。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条で定める目的に資するため事業者が ZEV 等を調達（購入による調達を除く）して企画・実施するサステナブルツーリズムのうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 脱炭素に配慮して、主に府内を巡るサステナブルツーリズムを企画・実施すること
- 二 ZEV 等の活用といったサステナブルな取組内容を広く発信すること
- 三 補助事業の実施にあたり、宿泊税が活用されていることを発信すること

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の申請をすることができる者は、別表1に掲げる要件のいずれかに該当する事業者等（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、規則第2条第2号イからハのいずれかに該当する者は除外する。

(補助金の交付対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要なかつ適当と認める経費として別表2に掲げるものとする。

2 補助金の額及びその上限額は、別表3に掲げるものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 交付申請の件数については、1事業者当たり1申請までとする。

(交付申請の受理)

第8条 知事は、前条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、募集を停止する。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、第7条の申請があったときは、規則第5条の規定により当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び交付条件を交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を受けようとする補助事業者に対して通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第10条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、補助事業の内容の変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、補助事業の遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下承認申請書（様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第7号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日まで知事に提出しなければ

ばならない。なお、第4条第1号に定めるサステナブルツーリズムがすべて完了した日を「補助事業の完了した日」とする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表3に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、様式第8号により補助金の額の確定について通知するものとする。

(検査及び現地確認等)

第14条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は第4条に掲げる要件の確認のため、実施状況を現地確認することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入、物件の調査又は実施状況の確認を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の交付)

第15条 知事は、第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに支払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、第7条第1項の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経費について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(補助事業者の公表)

第18条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、調達するZEV等の種類、サステナブルツーリズムの企画内容及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力の依頼)

第19条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- 一 大阪府が開催するセミナー等における効果的な取組事例の発表
- 二 大阪府ホームページ等における効果的な取組事例の掲載
- 三 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

別表 1

1	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づき観光庁長官又は都道府県知事による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた事業者（以下「旅行会社」という。）
2	地域の観光産業振興の推進を主たる目的とし、市町村と連携して活動するものであって、府内に所在する団体（以下「観光協会等」という。）
3	旅行会社、観光協会等、NPO 法人、大学、町会・自治会、民間事業者等の複数の団体が連携して設置した協議会

別表 2

調達費	ZEV 等の調達に必要な経費（購入経費は除く）
備考	バス車両は標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 27 年 7 月 2 日付国自技第 75 号）に基づく認定を受けたノンステップバスにするなど、ユニバーサルデザインに十分配慮すること。

別表 3

補助金の額	ZEV 等と同種・同規模のガソリン等内燃機関自動車又は船舶との差額とする。 ただし、算出された額が補助金の上限額を超える場合は上限額とする。
補助金の 上限額	450 万円とする。
補助金の額 の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）